

# 「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱」改正の概要

(令和3年3月19日)

## 改正の趣旨

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」等、関係法令の改正を踏まえ、道の「対策要綱」を改正

## 改正の概要

### 1. 定義の変更

#### (対策要綱 第2 関係)

- 新型コロナウイルス感染症が、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられたことから、「対策要綱」の定義を変更。

##### 【感染症法 第6条 第7項 第3号】

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

### 2. まん延防止等重点措置の新設に係る変更

#### (対策要綱 第4の2 関係)

- 警戒ステージの運用に当たっては、全道での取組を基本としつつ、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、「まん延防止等重点措置」の国への要請を含め特定の地域や業態を対象とする措置を検討し、実施することを規定。

##### 【特措法 第31条の4(抜粋)】

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

- ※ 特措法改正を踏まえ、「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討するという道の考え方を対策本部で決定(3/5)。

##### 【道の考え方】

特定の地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安(10万人当たり15人/週)を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合に国への要請を検討。

### (対策要綱 第4の4(2)②及び③ 関係)

- 上記の考え方に基づく「まん延防止等重点措置」の国への要請や事業者・住民への感染防止の協力要請を行う際に、道は事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取することとし、その旨を「対策要綱」に追加。

##### 【特措法 第31条の4第6項】

都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第1項、第3項又は第4項の規定による公示を行うよう要請することができる。

##### 【特措法 第31条の6(抜粋)】

都道府県知事は、第31条の4第1項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第2号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行うものに対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。